

## 高岡市地域公共交通活性化推進協議会規約

### (名 称)

第1条 本会は、高岡市地域公共交通活性化推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、法第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施並びに道路運送法（昭和26年法律第183号。）の規定に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項等を協議することで、本市における地域公共交通の活性化を推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

### (事 務 所)

第3条 協議会の事務所は、高岡市広小路7番50号 高岡市役所内に置く。

### (事 業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画の実施に係る協議に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の様態等の協議に関すること。
- (5) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価の協議に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的の達成のために必要なこと。

### (組 織)

第5条 協議会は、別表1に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 協議会には、会長1名、副会長1名、監事1名を置くことができる。

### (任 期)

第6条 委員の任期は、令和11年3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする

### (会長及び副会長)

第7条 会長は、高岡市長の指名する職員をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名することができる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(監事)

第8条 監事は、委員の中から会長が指名することができる。

- 2 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議（以下「会議」という。）において報告しなければならない。

(会議)

第9条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決方法は、会議出席委員の過半数の賛成をもって決することとする。ただし、関係する交通事業者の同意を得るものとする。
- 5 前項の定めに関わらず、協議事項が第4条第4号及び第5号に定めるものである場合は、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（国自旅第161号平成18年9月15日）に定める「「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.（3）地域公共交通会議における検討プロセス」に基づき、協議会の議決を行うことができるものとする。
- 6 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 協議会は、第4条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて分科会を設置することができる。

- 2 分科会の委員は、原則、協議会の委員をもって充てるものとする。
- 3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。
- 4 協議会は、分科会の議決をもって協議会の議決とする。

(協議結果の尊重)

第11条 協議会で協議が整った事項について、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務)

第13条 協議会の経費は、負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- 3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(雑則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年11月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年2月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年3月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和6年6月28日から施行する。  
(高岡市地域公共交通会議設置要綱の廃止)
- 2 高岡市地域公共交通会議設置要綱は、廃止する。  
(高岡市自家用有償旅客運送運営協議会要綱の廃止)
- 3 高岡市自家用有償旅客運送運営協議会要綱は、廃止する。

別表1（第5条関係）

（委員）

高岡市長の指名する職員  
国土交通省北陸信越運輸局の職員  
国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局の職員  
国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所の職員  
富山県の職員（地域交通担当、道路管理者）  
あいの風とやま鉄道(株)の職員  
西日本旅客鉄道(株) 金沢支社の職員  
加越能バス(株)の職員  
万葉線(株)の職員  
高岡警察署の職員  
高岡商工会議所の職員  
高岡市商工会の職員  
(公社)高岡市観光協会の職員  
高岡市連合自治会の代表  
学識経験者  
富山県タクシー協会高岡ブロック会の代表  
(社福) 高岡市社会福祉協議会の代表  
富山県交通運輸産業労働組合協議会の代表